

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年7月10日

奈良県知事 山下 真

1 業務の概要

(1) 業務名

「飛鳥・藤原の宮都」の史跡周辺農村地域における農村資源の魅力継承検討業務委託

(2) 業務の目的

「飛鳥・藤原の宮都」は、のどかな田園風景の中に存在し、その歴史的な史跡と自然の美しさが調和した地域であり、その美しい景観は、多くの人々を魅了しており、その美しい景観を維持するためには、農業を継続していくことが重要である。

一方、「飛鳥・藤原の宮都」の史跡周辺の農村地域では農業者の高齢化、過疎化が著しく農地の維持管理や生産活動そのものが負担となっており、美しい景観を維持するためには、農業に携わる人手不足を解消することが課題となっている。

この課題を解決するためには、「飛鳥・藤原の宮都」の有する魅力を発信し、近隣に居住する人々をはじめ、来訪者、行政機関（県、市町村）、地域の農家等と連携を図り、その農村地域の農にふれて楽しむ機会づくりが必要である。

このような観点から、「飛鳥・藤原の宮都」の有する魅力と農が持つ魅力を維持するための課題について新たに整理し、「飛鳥・藤原の宮都」の有する魅力と農が持つ魅力を継承していくための農村地域外の人々に対する発信内容について検討・提案することを目的とする。

さらに農村地域ならではの伝統行事・祭事や食文化など昔から様々な潜在的な魅力があり、その魅力を住民等と一緒に共通の活動として地域ぐるみで実践していくことが重要である。また、これらの農村地域は「飛鳥・藤原の宮都」の史跡ある魅力的な価値と直接ふれあえることも参加を促す意味でも重要である。

農地・水路等の維持管理を行う農業者（担い手）の確保、世界遺産の地で栽培された農産物のブランド化による収益の向上、限られた農業者（担い手）によるスマート技術の導入等による保全管理の仕組みづくりなど新たな取組みとして地域を盛り上げる機運醸成を図る必要がある。

なお、史跡の周辺農村地域の住民、農家等との連携を図り、農を活かした賑わいづくり創出の検討にあたっては、研修会・ワークショップ等を開催し、地域住民との意見交換を図ることとし、

「飛鳥・藤原の宮都」の世界遺産登録を見据えた魅力の向上と併せて、地域農業への理解と住民参加の推進に繋げるものとする。

(3) 業務内容

「飛鳥・藤原の宮都」の史跡周辺農村地域における農村資源の魅力継承検討に係る次の業務

- ① 「飛鳥・藤原の宮都」の史跡周辺農村地域のさらなる魅力となるコンテンツの調査・検討し、農を活かした賑わいづくりの創出のための方法及び効果を提案
- ② 「飛鳥・藤原の宮都」の史跡周辺農村地域における農業の持続・継承への課題とこれを

踏まえた新たな担い手による参画手法等を提案

- ③ 住民、農家及び行政機関等が相互に連携・協働を図り上記①、②を実現するための研修会・ワークショップ等を開催

(4) 業務の仕様等

上記業務の仕様については、別途配布する業務委託 「飛鳥・藤原の宮都」の史跡周辺農村地域における農村資源の魅力継承検討業務説明書(以下、「業務説明書」とする)による。

(5) 委託上限額

4,895 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(6) 委託業務実施期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

2 参加資格

本委託業務における受託者募集に参加できる者は、業務の趣旨を十分に理解し、円滑に遂行できる単独企業もしくは本業務の受託のために結成された共同企業体とする。

単独企業で参加する場合は、下記の（１）～（１３）までの要件のすべてを満たす者であること。

共同企業体で参加する場合は、代表者は（１）～（１３）までの要件を満たし、その他の構成員は（３）～（１３）までの要件を満たしていること。

- (1) 奈良県における物品購入等に係る競争入札参加資格者等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者で、営業種目 Q4（都市・地域計画策定）に登録していること。なお、新たに入札資格を得ようとする者は、提案書の提出時までには資格者の登録を終えていることを条件とする。入札参加資格を得るために必要な書類等は、次に示す部署に問い合わせること。

奈良県 会計局 総務課 調達契約係（県庁主棟1階）

T E L 0742-27-8908（ダイヤルイン）

住所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地

- (2) 本件業務と同類業務を令和2年4月から公告日までに実施した実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 奈良県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (7) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (8) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人でないこと。
- (9) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防

止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

- （10）暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- （11）役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- （12）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- （13）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- （1）上記 2 参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- （2）複数の提案書等を提出したとき。
- （3）提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- （4）提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- （5）提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- （6）そのほか不正な行為があったとき。

4 手続等

- （1）担当部署（書類の提出先および問い合わせ先）

奈良県食農部 農村振興課 検査管理・農村地域づくり係

TEL 0742-27-7453

FAX 0742-24-5179

住 所 〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

- （2）業務説明書の配布

令和 7 年 7 月 10 日（木）から令和 7 年 7 月 25 日（金）午後 5 時までの間に、（1）の担当部署または「奈良県農村振興課ホームページ」から入手するものとする。

ただし、担当部署における配布は午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時までとし、奈良県の休日を定める条例（平成元年 3 月 31 日奈良県条例第 32 号）第 1 条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

- （3）参加表明書の提出

- ① 提出期限 令和 7 年 7 月 25 日（金）の午後 5 時まで

ただし、受付は午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時までとし、県の休日を除く。

- ② 提出先 （1）の担当部署と同じ

- ③ 提出物および提出部数

- ・様式 1-① 参加表明書
- ・様式 1-② 同類業務の実績
- ・様式 1-③ 共同企業体一覧表（共同企業体による申請を行う場合のみ）
- ・様式 1-④ 共同企業体協定書（共同企業体による申請を行う場合のみ）

- ・様式 1－⑤ 共同企業体委任状（共同企業体による申請を行う場合のみ）

上記を各 1 部提出

- ④ 提出方法 持参に限る。

（4）提案書の提出

- ① 提出期限 令和 7 年 8 月 18 日（月）の午後 5 時まで

ただし、受付は午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時までとし、県の休日を除く。

- ② 提出先 （１）の担当部署と同じ

- ③ 提出物および提出部数

- ・様式 2－① 提案書
- ・様式 2－② 実施体制
- ・様式 2－③ 企画提案
- ・経費（積算書）について

積算書（任意様式）を作成のこと。また、積算書は「一式」とするのではなく、項目毎に記載すること。上記を各 2 部提出。

- ④ 提出方法 持参に限る。

（5）プレゼンテーションの実施

業務説明書に示すところによる。

（6）質問の受付

業務説明書に示すところによる。

（7）留意事項

業務説明書に示すところによる。

5 受託者の選定

提案書を選定するための評価基準により審査し、最も高い評価を得た事業者を受託者として選定する。

6 契約の締結

5により選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、5により順位付けられた提案者の上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

7 その他

- （１）この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、事業者の負担とする。
- （２）提出された提案書等は返却しない。
- （３）受託者が本業務を履行する際は、関係法令を遵守すること。
- （４）その他、詳細は業務説明書によるものとする。